


当日配布

庁議付議事案書

開催・平成28年12月 1日

所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特別職職員の給与等に関する条例				
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正理由 平成28年東京都人事委員会勧告に準じて、給与改定を実施する。また、人事評価結果を勤勉手当に反映する制度を導入する。						
(2) 主な改正内容						
1 特別給（賞与）を0.10月（再任用0.05月）引上げ、勤勉手当に配分する。						
2 初任給（大卒程度）を1,500円引上げる。						
3 行政職給料表（1）の1級について、150号給から153号給を削除する。						
4 行政職給料表（2）の1級について、262号給から273号給を削除する。						
5 配偶者に係る扶養手当額を父母等に係る扶養手当額と同額の6,000円に引下げ、子に係る手当額を9,000円に引上げる。欠配第一子は、子と同額とし、課長職の配偶者及び父母等は、3,000円に引下げる。（平成29年度は、経過措置有）						
6 人事評価結果を勤勉手当に反映するため、勤勉手当の額を規則に委任し支給総額を規定するなど、勤勉手当の規定の文言の整備を行う。						
(3) 施行日 公布の日から施行。ただし、上記2～5に係る改正規定は平成29年4月1日施行し、上記6に係る改正規定は平成30年4月1日に施行する。上記1に係る改正規定は平成28年6月1日適用。						
(4) 影響及び効果 地域の実情を反映した、職員の東京都人事委員会の勧告に準じた公民較差の是正と同様の対応となる。また、人事評価の結果を勤勉手当に反映することにより、高い業績を挙げている職員が適切に処遇され、職員の士気高揚と市行政組織全体の公務能力の向上に繋がる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
平成28年 8月 8日 人事院勧告						
平成28年10月18日 東京都人事委員会の勧告						
平成28年11月28日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 平成28年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。